

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付及び保険税賦課に必要な資格情報を管理し、被保険者証等の交付を行う資格管理事務 ・被保険者の所得の把握、保険税賦課等の保険税賦課管理事務 ・高額療養費等の保険給付を行う給付管理事務 ・保険税の収納、還付、充当等及び滞納者への督促状等の送付を行う保険税収納管理事務 ・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムで連携する事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国保資格システム、国保賦課システム、国保給付システム、高額介護合算システム、国保療養費システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、宛名管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル、国民健康保険給付システムファイル、国民健康保険税システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27,42,43,44の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険年金課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	所属長の変更	保険年金課長 鮎谷 浩	保険年金課長 加藤 浩章	事後	人事異動に伴う変更
平成27年12月28日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	記載の追加
平成27年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年4月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年4月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年3月31日	②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の1,2,3,4,5,26,27,42,62,80,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27,42,43,44,45 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、第25条、第26条)	・番号法第19条第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,39,42,58,62,78,8,87,93,97,106,109,120の項 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27,42,43,44の項	事後	法改正に伴う対応
平成29年3月31日	②事務の概要	①被保険者等の資格に関する事務、②被保険者等の給付に関する事務、③国民健康保険税の賦課に関する事務	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・保険給付及び保険税賦課に必要な資格情報を管理し、被保険者証等の交付を行う資格管理事務 ・被保険者の所得の把握、保険税賦課等の保険税賦課管理事務 ・高額療養費等の保険給付を行う給付管理事務 ・保険税の収納、還付、充当等及び滞納者への督促状等の送付を行う保険税収納管理事務 ・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムで連携する事務。	事前	
平成29年3月31日	③システムの名称	国保資格システム、国保賦課システム、国保給付システム、高額介護合算システム、国保療養費システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国保資格システム、国保賦課システム、国保給付システム、高額介護合算システム、国保療養費システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ	事前	
平成29年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年7月1日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年6月1日	所属長の変更	保険年金課長 加藤 浩章	保険年金課長 戸國 健一	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成29年6月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年1月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年12月7日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年1月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年12月7日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年1月9日	③システムの名称		「宛名管理システム」を追記	事後	利用システムの追加
平成30年4月2日	③システムの名称		「次期国保総合システムおよび国保情報集約システム」を追記	事後	利用システムの追加
平成30年4月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年12月7日時点	平成30年3月30日時点	事後	判定基準日の見直し
平成30年4月2日	所属長の変更	保険年金課長 戸國 健一	保険年金課長 岡野 孝史	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月12日	所属長	保険年金課長 岡野 孝史	保険年金課長	事後	PIA様式の変更
平成31年4月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月30日時点	平成31年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月30日時点	平成31年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅳ リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	評価項目の追加
令和1年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	11月29日	事前	判定基準日の見直し
令和1年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	11月29日	事前	判定基準日の見直し
令和2年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月29日	令和2年4月1日	事前	判定基準日の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	②事務の概要		・「オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務」を追記	事前	新規事務への対応
令和2年3月23日	③システムの名称		「医療保険者等向け中間サーバー等」を追記	事前	利用システムの追加
令和2年3月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠		【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第11条の3 第1項及び第2項を追記	事前	新規事務への対応
令和2年3月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条3 第1項及び第2項を追記	事前	新規事務への対応
令和2年12月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年12月18日	事前	判定基準日の見直し
令和3年12月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和3年12月6日	事前	判定基準日の見直し
令和3年12月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27,42,43,44の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条3 第1項及び第2項	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】 番号法別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の27,42,43,44の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う対応
令和5年1月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第11条の3 第1項及び第2項	【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	記載事項の修正
令和5年1月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条3 第1項及び第2項	【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	記載事項の修正
令和5年1月11日	しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月28日時点	令和5年1月10日時点	事後	判定基準日の見直し